

小野市都市公園及び小野市公園  
指定管理者募集要項  
(26施設)

令和5年8月  
小野市

## 小野市都市公園及び小野市公園指定管理者募集要項

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができます。

小野市では、小野市都市公園条例及び小野市公園の設置及び管理に関する条例に基づき設置された公園の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

#### (1)所在地・面積等

「業務共通仕様書」別紙1「公園概要一覧」を参照。

#### (2)設置目的

住民のスポーツ、文化、コミュニティ活動等の拠点として活用し、健康の増進と生活環境の向上を図るため。

### 2. 指定管理者が行う業務の範囲

#### (1)指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添「業務共通仕様書」「業務特記仕様書」参照）

- ①あらかじめ市長の承認を得て有料施設の供用日及び使用時間の変更を行うこと。
- ②有料施設の使用許可に関すること。
- ③公園の施設、設備、備品等の維持管理に関すること。
- ④公園を利用した事業計画の策定及びその実施に関すること。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、公園の管理運営に関し、市長が必要と認めること。

※施設の効率性の向上、サービスの向上、施設の利用促進、有効活用などの観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（利用時間の延長、事業実施の提案等）で、当該施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。

この場合においても、施設の管理に要する経費については、原則募集要項3(1)で定める指定管理料の範囲内とします。

#### (2)指定管理者と市との責任分担責任分担については、「業務共通仕様書」のとおりとします。

#### (3)市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、小野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 23 号。以下「手続条例」という。）第 10 条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は手続条例第 11 条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができ

ます。

#### (4) その他

- ① 指定管理者の業務については、この募集要項、「業務共通仕様書」、「業務特記仕様書」に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、市と指定管理者とが協議のうえ決定し、協定を締結することとします。
- ② 手続条例第 14 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと及び不当な目的に使用することはできません。

### 3. 管理に要する経費

#### (1) 指定管理料の額

指定管理業務に係る費用は、38,000 千円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）において、応募事業者からの額（1 年分）の提案を求めます。

（過去 3 カ年における支出額）

（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総事業費	31,117	30,699	31,637
（うち水道光熱費）	4,011	4,048	4,106

市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。なお、指定期間中の指定管理料は、予算額以内で毎年度、市と協議した額となりますので、申請時に提案された額を下回ることがあります。

また、管理運営上、精算が特に必要と認められる場合は、精算を行うことがあります。

#### (2) 指定管理料の支払い

支払方法は年度ごとに指定管理者と協議を行い、年度協定書で定めます。

#### 4. 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

#### 5. 応募に関する事項

##### (1)申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

##### ①法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。また、グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

##### ②団体又はその代表者が次の要件に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、小野市から入札の参加者資格を取り消されていないこと。

イ 小野市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

オ 小野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

##### ③その他施設の性質、目的の応じ、管理を行うにあたって不可欠の事項

##### (2)募集・選定手続き

##### ①募集要項の配布

##### ア 配布期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで

##### イ 配布場所

小野市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係 担当：玉田

〒675-1380 小野市中島町531

TEL：0794-63-2182（直通） FAX：0794-63-2614

##### ②申請方法

##### ア 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

- ・指定申請書（条例施行規則様式第 1 号）
- ・事業計画書（基本方針、実施計画、業務の実施体制）
- ・収支計画書（各年度）
- ・申請の資格を有しているということを証する書類
- ・当該法人等の経営状況を説明する書類

イ 提出部数

- ・正 1 部、副 3 部

ウ 申請先及び申請方法

次の提出先に持参か郵便書留により申請してください。なお、電子メール、FAX での申請は不可とします。

<提出先>

小野市 地域振興部 まちづくり課 都市整備係  
〒675-1380 小野市中島町 5 3 1  
TEL：0794-63-2182（直通）

エ 提出期間

- ・令和 5 年 8 月 1 日（火） 8 時 45 分から  
令和 5 年 8 月 31 日（木） 17 時 15 分まで  
（ただし、土曜日、日曜日、休日を除く。）
- ・郵送の場合は、郵便書留により提出期限の 17 時 15 分まで必着

オ 留意事項

- ・申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・申請については、1 団体につき 1 申請に限ります。

③質疑応答

応募に際してご不明な点等については、令和 5 年 8 月 17 日（木）まで質問を受け付けます。

質問は、末尾記載の問合せ先まで、FAX で提出してください。質問の未到着を防ぐため、事前、事後の確認をお願いいたします。

質問に対する回答は、取りまとめを行い、応募者全てに 8 月 24 日（木）に FAX にて回答いたします。また、応募者間の公平を期すため、質問及び回答をまちづくり課ホームページにて公表します。

6. 指定管理者候補者の選定

(1) 審査方法及び選定基準

- ・選定は、指定管理候補者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行う。

- 審査は9月上旬から下旬にかけてに行う予定で、非公開とします。
- 審査にあたっては、以下の選定基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の意見とし、最終的には市において指定管理候補者を選定します。
- 審査結果については、応募者全員に通知するとともに、公開します。

(選定基準)

- 市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が期待できること。
- 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- 施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- 上記の掲げるもののほか、施設の設置の目的に応じ、市長等が特に必要と認める基準。

(2) 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(3) 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

① 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について、基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 業務の範囲に関する事項
- ウ 使用料に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用等に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 指定業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク その他市長が別に定める事項

② 年度協定

年度ごとに取り決めるべき事項について、年度協定を締結します。

- ア 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項

ウ その他

7. その他

(1)スケジュール

令和5年

8月 1日(火) 募集要項の配布開始、申請書受付開始、  
質問受付開始

8月17日(木) 質問締切

8月31日(木) 申請書受付締切

9月中旬 選定委員会開催(候補者選定等)

12月 議案上程・議決  
(指定管理者の指定)

令和6年

1月 協定書内容協議、協定の締結  
管理運営業務引継《1月～3月》

4月 1日(月) 指定管理者業務開始

(2)配付資料

- ・指定申請書類一式

問合せ先

小野市 地域振興部 まちづく課 都市整備係 担当：玉田

〒675-1380 小野市中島町531

TEL：0794-63-2182(直通) FAX：0794-63-2614